

## 地域計画公告

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により下記の地域における地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

長島町長 川添 健



### 記

#### 1 地域計画の案を作成した地区

- (1) 山門野地区
- (2) 川床地区
- (3) 鷹巣地区
- (4) 伊唐地区
- (5) 浦底地区
- (6) 獅子島地区
- (7) 平尾地区
- (8) 蔵之元地区
- (9) 指江地区
- (10) 城川内地区
- (11) 下山門野地区

#### 2 縦覧場所

鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1  
長島町役場 農政課